

我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成24年告示第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第16 農業又は漁業の用に供する建築物等</p> <p>1 農業又は漁業用施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上記の掲げる建築物を建築できる者又は工作物を建設できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 市又は他の市町村の農業委員会から農業経営の実態の証明を受けることができる者で、農地所有適格法人又は、1,000平方メートル以上の農地において工作の業務を営む個人</p> <p>イからエまで 略</p> <p>2 農業又は漁業従事者の居住用建築物</p> <p>法第29条第1項第2号に規定する「農業、林業若しくは漁業を営む者」とは、農業及び漁業の範囲に属すると認められる業務に従事する者をいい、次によるものとする。</p> <p>(1) 農業を営む者</p>	<p>第16 農業又は漁業の用に供する建築物等</p> <p>1 農業又は漁業用施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上記の掲げる建築物を建築できる者又は工作物を建設できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 市又は他の市町村の農業委員会から「農業経営の実態の証明書」の交付を受けることができる者で、農地所有適格法人又は、1,000平方メートル以上の農地において工作の業務を営む個人</p> <p>イからエまで 略</p> <p>2 農業又は漁業従事者の居住用建築物</p> <p>法第29条第1項第2号に規定する「農業、林業若しくは漁業を営む者」とは、農業及び漁業の範囲に属すると認められる業務に従事する者をいい、次によるものとする。</p> <p>(1) 農業を営む者</p>

ア 市の農業委員会から**農業経営の実態の証明**を受けることができる者とし、この場合において

(ア) から(エ)まで 略

イ 略

(2) 略

第18 許可を要しない日用品店舗等の建築

1 本文 略

(1)及び(2) 略

(3) 業種については、開発区域の周辺に居住している者の日常生活のための必要な物品の販売、加工、修理等（サービス業を除く。）とし、第47周辺市街化調整区域居住者のための公益上必要な建築物及び店舗等の別表に掲げる**コンビニエンスストア**の項から燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）の項まで及び紙・文房具小売業の項の建築物の建築（新築に限る。）のように供する目的で行う開発行為であること。

(4)及び(5) 略

第19 省令第60条証明

(開発行為又は建築に関する証明書)

ア 市の農業委員会から「**農業経営の実態の証明書**」の交付を受けることができる者とし、この場合において

(ア)から(エ)まで 略

イ 略

(2) 略

第18 許可を要しない日用品店舗等の建築

1 本文 略

(1)及び(2) 略

(3) 業種については、開発区域の周辺に居住している者の日常生活のための必要な物品の販売、加工、修理等（サービス業を除く。）とし、第47周辺市街化調整区域居住者のための公益上必要な建築物及び店舗等の別表に掲げる**洋品雑貨・小間物小売業**の項から燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）の項まで及び紙・文房具小売業の項の建築物の建築（新築に限る。）のように供する目的で行う開発行為であること。

(4)及び(5) 略

第19 省令第60条証明

(開発行為又は建築に関する証明書)

等の交付)

省令第60条 略

2 略

1 本文 略

(1)から(4)まで 略

(5) 申請書は次に掲げる図書により作成し、提出部数は正本、副本各1部とする。

ア 書類

(ア)から(キ)まで 略

(ク) **農業経営の実態を証する書類** (対象が法第29条第1項第2号の場合に限る。)

(ケ)から(ス)まで 略

イ 略

(6)及び(7) 略

参考 略

第35 造成工事

(開発許可の基準)

法第33条第1項 略

(7) 略

2 略

1 及び 2 略

3 法令の解説・基準等

(1)から(7)まで 略

(8) その他の基準

ア及びイ 略

宅地造成及び特定盛土等規制法施行

等の交付)

省令第60条 略

2 略

1 本文 略

(1)から(4)まで 略

(5) 申請書は次に掲げる図書により作成し、提出部数は正本、副本各1部とする。

ア 書類

(ア)から(キ)まで 略

(ク) **農業経営の実態の証明書** (対象が法第29条第1項第2号の場合に限る。)

(ケ)から(ス)まで 略

イ 略

(6)及び(7) 略

参考 略

第35 造成工事

(開発許可の基準)

法第33条第1項 略

(7) 略

2 略

1 及び 2 略

3 法令の解説・基準等

(1)から(7)まで 略

(8) その他の基準

ア及びイ 略

宅地造成及び特定盛土等規制法施行

令第9条 略

2及び3 略

宅地造成及び特定盛土等規制法施行

令第10条 略

別表第2（第9条、第30条、第35条関係）

表 略

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

表 略

別表第4（**第10条**、第30条関係）

表 略

ウからカまで 略

第47 周辺市街化調整区域居住者のための公益上必要な建築物及び店舗等

法第34条 略

（主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物）

政令第29条の5 略

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

政令第21条 略

1 本文 略

(1)から(8)まで 略

別表 日常生活のため必要な建築物店

令第9条 略

2及び3 略

宅地造成及び特定盛土等規制法施行

令第10条 略

別表第2（第9条、第30条、第35条関係）

表 略

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

表 略

別表第4（**第9条**、第30条関係）

表 略

ウからカまで 略

第47 周辺市街化調整区域居住者のための公益上必要な建築物及び店舗等

法第34条 略

（主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物）

政令第29条の5 略

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

政令第21条 略

1 本文 略

(1)から(8)まで 略

別表 日常生活のため必要な建築物店

舗等及び所定の戸数 (単位：戸数)				舗等及び所定の戸数 (単位：戸数)			
区分	番号	例示	所定の戸数	区分	番号	例示	所定の戸数
コンビニエンスストア	5631	コンビニエンスストア	50	洋品雑貨・小間物小売業	5793	洋品店、小間物店	100
洋品雑貨・小間物小売業	5793	洋品店、小間物店	100	各種食料品小売業	5811	各種食料品店、食料雑貨店	50
各種食料品小売業	5811	各種食料品店、食料雑貨店	50	野菜・果実小売業	5821	八百屋	100
野菜・果実小売業	5821	八百屋	100		5822	果物屋	
食肉小売業	5831	肉屋	100	食肉小売業	5831	肉屋	100
					5832	卵・鳥肉店	100
鮮魚小売業	5841	魚屋	100	鮮魚小売業	5841	魚屋	100
酒小売業	5851	酒屋	150	酒小売業	5851	酒屋	150
菓子・パン	5861	洋菓子	100	菓子・パン小売業	5861	洋菓子屋、和菓子屋	100
					5863	パン屋	
コンビニ	5891	コンビニ	50	コンビニ	5891	コンビニ	50

ン小売業		屋、和菓子屋		ニエンストア（飲食料品を中心とするものに限る）		ニエンストア	
	5863	パン屋					
料理品小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）	5894	各種料理品（惣菜、揚物、調理パン、おにぎり）店	100	料理品小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）	5895	各種料理品（惣菜、揚物、調理パン、おにぎり）店	100
二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	5914	二輪自動車店（修理を行うものに限る）	500	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	5914	二輪自動車店（修理を行うものに限る）	500
自転車小売業から金物小売業まで略	略	略	略	自転車小売業から金物小売業まで略	略	略	略
医療品小売業（薬局を除く）	6031	薬店	500	自転車小売業から金物小売業まで略	略	略	略

燃料小売業 (ガソリンスタンドを除く)から自動車一般整備業まで略	略	略	略
-------------------------------------	---	---	---

医療品小売業 (調剤薬局を除く)	6032	薬局 (一般用医薬品の小売りを主とするもの)	500
---------------------	------	---------------------------	-----

燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)から自動車一般整備業まで略	略	略	略
---------------------------------	---	---	---

第 4 8 鉱物資源、観光資源施設等

法第 3 4 条
本文 略
(2) 略

- 1 本文 略
- (1) 略
- (2) 観光関連施設の立地基準
ア 手賀沼の有効な利用上必要な施設及び維持管理施設
(ア) 予定建築物は、我孫子市観光

第 4 8 鉱物資源、観光資源施設等

法第 3 4 条
本文 略
(2) 略

- 1 本文 略
- (1) 略
- (2) 観光関連施設の立地基準
ア 手賀沼の有効な利用上必要な施設及び維持管理施設
(ア) 予定建築物は観光案内所、観

施設の立地に関する協議基準「1-1 手賀沼そのものを活用する施設」のうち、いずれかの施設であること。

(イ) から (エ) まで 略

イ 宿泊施設

(ア) 予定建築物は、我孫子市観光施設の立地に関する協議基準「1-2 観光客をもてなすための施設」のうち、宿泊施設であること。

(イ) 敷地内に当該施設に必要とされる駐車場を確保すること。

(ウ) 予定建築物の敷地が接する道路は、第28道路の3.(2)イ(カ) aの基準を適用する。

ウ 飲食店等

(ア) 予定建築物は、我孫子市観光施設の立地に関する協議基準「1-2 観光客をもてなすための施設」のうち、レストラン、食堂、喫茶店又はコンビニ

光客が利用する貸しポート店、レンタサイクル店、水上アクティビティ施設、遊覧船待合所、展望施設などその他これらに類する施設及び駐車場の管理事務所などの維持管理施設とする。なお、当該施設に併設することができる倉庫、ロッカー・更衣室、シャワー室等の規模については必要最小限のものとする。

(イ) から (エ) まで 略

イ 飲食店等

(ア) 予定建築物は観光客を対象としたレストラン、各種食堂、喫茶店(菓子製造小売業、パン製造小売業と併用するものを含む。)等の飲食店及びコンビ

エンスストアであること。

ニエンスストアで次表のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業を行う店舗に該当するものは除くものとする。

区 分	例 示
食堂、レストラン (7611)	食堂、大衆食堂、 お好み食堂、定食 屋、めし屋、ファ ミリーレストラ ン（各種の料理を 提供するもの）
日 本 料 理 店 (7621)	てんぷら料理店、 うなぎ料理店、と んかつ料理店、か に料理店、しゃぶ しゃぶ料理店、す き焼き店
中 華 料 理 店 (7623)	中華料理店、上海 料理店、北京料理 店、台湾料理店、 餃子店、ちゃんぽ ん店
ラ ー メ ン 店 (7624)	ラーメン店、中華 そば店
焼肉店(7625)	焼肉店

	その他の専門料理店(7629)	フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店
	そば・うどん店(7631)	そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店
	喫茶店(7671)	喫茶店、フルーツパーラー、珈琲店、カフェ
	その他の専門料理店(7629)	ハンバーガー店
	そば・うどん店(7631)	お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店
	喫茶店(7671)	大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、甘味処、アイスクリーム店
	その他の専門料理店(7629)	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
<p align="center">※コンビニエンスストア以外の飲食店は主として店舗内で飲食できるものであること。</p>		

(イ) から (オ) まで 略

エ 土産物販売店

(ア) 予定建築物は、我孫子市観光施設の立地に関する協議基準「1-2 観光客をもてなすための施設」のうち、手賀沼や我孫子市に関連する土産物を主とする販売店であること。

(イ) から (カ) まで 略

オ その他の観光関連施設

(ア) 予定建築物は、我孫子市観光施設の立地に関する協議基準「1-2 観光客をもてなすための施設」のうち、観光案内所又は駐車場・駐輪場とその管理事務所であること。

(イ) 観光案内所については、敷地内に当該施設に必要とされる駐車場を確保すること。

(ウ) 予定建築物の敷地が接する道路は、第28道路の3.

(2) イ(カ) a の基準を適用する。

カ 観光の核となる複合施設

(ア) 予定建築物は、我孫子市観光施設の立地に関する協議基

※()内の番号については日本標準産業分類細分類番号を示す。

(イ) から (オ) まで 略

ウ 土産物販売店

(ア) 予定建築物は手賀沼及び我孫子市に関連する土産物の販売を主たる目的とする店舗であること。

(イ) から (カ) まで 略

準「1-3 観光の核となる複合施設」であること。

(イ) 敷地内に当該施設に必要とされる駐車場を確保すること。

(ウ) 予定建築物の敷地が接する道路は、第28道路の3.(2)イ(カ) aの基準を適用する。

(3) 住宅との兼用

上記(2) ア、ウ及びエの建築物(それらの複合となる施設を除く。)のうち、店舗の用に供する建築物で兼用住宅とすることができるものは、次のいずれかに該当しなければならない。

(ア) から (ウ) まで 略

(4) 略

2 略

第61 開発審査会に諮問する開発行為

法第34条

本文 略

(14) 略

1 本号は、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為を定めたもので、千葉県開発

(3) 住宅との兼用

上記(2) のいずれかの建築物(複合となる施設を除く。)のうち、店舗の用に供する建築物で兼用住宅とすることができるものは、次のいずれかに該当しなければならない。

(ア) から (ウ) まで 略

(4) 略

2 略

第61 開発審査会に諮問する開発行為

法第34条

本文 略

(14) 略

1 本号は、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為を定めたもので、千葉県開発

審査会に諮問することができるものは原則として次に掲げるものとする。また、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為等にあつては、申請地に水防法（昭和29年法律第16号）第14条の洪水浸水想定区域及び同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域を含まないこと。ただし、安全上及び避難上の対策が講じられたものについてはこの限りではない。

*法第43条に基づく政令第36条第1項第3号ホの規定においても当該規定を適用する。この場合、条文中の「開発行為」を「建築行為」と読み替えるものとする。

(1)分家住宅

農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）又は市街化調整区域とする都市計画の決定及び変更（以下「線引き」という。）の日前から引き続きその生活の本拠を有している世帯から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家住宅を建築する目的で行う開発行為で次に掲げるすべての事項に該当するもの。

審査会に諮問することができるものは原則として次に掲げるものとする。

*法第43条に基づく政令第36条第1項第3号ホの規定においても当該規定を適用する。この場合、条文中の「開発行為」を「建築行為」と読み替えるものとする。

(1)分家住宅

農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）又は線引きの日前から引き続きその生活の本拠を有している世帯から分家住宅として開発許可を受けた世帯（これらに関する子孫の世帯を含む。）から分家住宅を建築する目的で行う開発行為で次に掲げるすべての事項に該当するもの。

アからカまで 略

(2) 収用対象事業の施行による移転に伴う開発行為等

本文 略

アからエまで 略

アからカまで 略

(2) 収用対象事業の施行による移転に伴う開発行為等

本文 略

アからエまで 略

オ 予定建築物の用途が、自己の業務の用に供する施設にあつては、申請地に原則として次の土地を含まないこと。

(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）

(イ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）

(ウ) 土砂災害特別警戒区域

(エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）

オ 予定建築物の規模は、用途等を勘案し、原則として収用対象建築物の規模と相違しないこと。

カ 予定建築物の位置は、地域の土地利用の状況等に照らして適切なものであること。

カ 予定建築物の規模は、用途等を勘案し、原則として収用対象建築物の規模と相違しないこと。

キ 予定建築物の位置は、地域の土地利用の状況等に照らして適切なものであること。

<p>キ 予定建築物の敷地は、原則として 収用対象建築物の敷地と同程度の規模 であること。</p>	<p>ク 予定建築物の敷地は、原則として 収用対象建築物の敷地と同程度の規模 であること。</p>
<p>ク 収用対象建築物の立地要件によっ ては、法第41条第1項の規定に基 づく建築物の建蔽率等の制限を適切 に設定すること。</p>	<p>ケ 収用対象建築物の立地要件によっ ては、法第41条第1項の規定に基 づく建築物の建蔽率等の制限を適切 に設定すること。</p>
<p>(3) 社寺仏閣及び納骨堂の建築 本文 略 ア及びイ 略</p>	<p>(3) 社寺仏閣及び納骨堂の建築 本文 略 ア及びイ 略</p>
<p>ウ 申請地は、原則として農用地区域 並びに保安林を含まないこと。</p>	<p>ウ 申請地は、原則として次の土地を 含まないこと。</p>
	<p>(ア) 農用地区域並びに保安林 (イ) 災害危険区域 (ウ) 地すべり防止区域 (エ) 土砂災害特別警戒区域 (オ) 急傾斜地崩壊危険区域</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>(5) 準公益的施設を建築する目的で行 う開発行為 本文 略 アからエまで 略</p>	<p>(5) 準公益的施設を建築する目的で行 う開発行為 本文 略 アからエまで 略</p>
	<p>オ 申請地は、原則として次の土地を 含まないこと。</p> <p>(ア) 災害危険区域 (イ) 地すべり防止区域 (ウ) 土砂災害特別警戒区域 (エ) 急傾斜地崩壊危険区域</p>

<p>(6)-1 から (7)まで 略</p> <p>(8) 屋外施設等の付帯施設を建築する 目的で行う建築行為等 本文 略 ア キャンプ場等の屋外施設に係る付 帯建築物であって、次に掲げるすべ <u>て</u>の事項に該当するもの。 (ア)から(エ)まで 略 イからエまで 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 幹線道路等の沿道等における大 規模な流通業務施設 本文 略 アからエまで 略 オ 申請地は、原則として農用地区域 並びに保安林を含まないこと。</p> <p>カからクまで 略</p> <p>(11) 幹線道路の沿道における大型自 動車の修理工場 本文 略</p>	<p>(6)-1 から (7)まで 略</p> <p>(8) 屋外施設等の付帯施設を建築する 目的で行う建築行為等 本文 略 ア キャンプ場等の屋外施設に係る付 帯建築物であって、次に掲げるすべ の事項に該当するもの。 (ア)から(エ)まで 略 イからエまで 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 幹線道路等の沿道等における大 規模な流通業務施設 本文 略 アからエまで 略 オ 申請地は、原則として次の土地を 含まないこと。 <u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u> <u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>カからクまで 略</p> <p>(11) 幹線道路の沿道における大型自 動車の修理工場 本文 略</p>
---	--

アからエまで 略

オ 申請地周辺の住民と十分な協議が行われたものであること。

* 「申請地周辺の住民と十分な協議が行われたもの」とは、申請地の境界から200メートル（当該施設が、「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（国土交通省住宅局市街地建築課長通達（平成24年3月31日国住街第257号））と同等な対応が図れる場合は、150メートル）の範囲内で、原則として居住する全世帯の同意が得られていることをいう。

(12) 介護老人保健施設

本文 略

アからエまで 略

オ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。

アからエまで 略

オ 予定建築物の敷地は、千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）の規定に適合していること。

カ 申請地周辺の住民と十分な協議が行われたものであること。

* 「申請地周辺の住民と十分な協議が行われたもの」とは、申請地の境界から200メートル（当該施設が、「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（国土交通省住宅局市街地建築課長通達（平成24年3月31日国住街第257号））と同等な対応が図れる場合は、150メートル）の範囲内で、原則として居住する全世帯の同意が得られていることをいう。

(12) 介護老人保健施設

本文 略

アからエまで 略

オ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。

（ア） 農用地区域並びに保安林

（イ） 災害危険区域

（ウ） 地すべり防止区域

（エ） 土砂災害特別警戒区域

（オ） 急傾斜地崩壊危険区域

<p>カ及びキ 略</p> <p>(13)から(17)まで 略</p> <p>(18) 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転 本文 略 アからケまで 略</p> <p><u>コ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p> <p>(19) 住居系用途地域における既存用途不適格建築物等の移転 本文 略 アからクまで 略</p> <p><u>ケ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p> <p>(20)及び(21) 略</p>	<p>カ及びキ 略</p> <p>(13)及び(17)まで 略</p> <p>(18) 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転 本文 略 アからケまで 略</p> <p><u>コ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p><u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u></p> <p><u>(イ) 災害危険区域</u></p> <p><u>(ウ) 地すべり防止区域</u></p> <p><u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(19) 住居系用途地域における既存用途不適格建築物等の移転 本文 略 アからクまで 略</p> <p><u>ケ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p><u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u></p> <p><u>(イ) 災害危険区域</u></p> <p><u>(ウ) 地すべり防止区域</u></p> <p><u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(20)及び(21) 略</p>
---	---

<p>(22) 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局 本文 略 アからエまで 略 <u>オ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p> <p>カ 略</p>	<p>(22) 病院又は診療所に通院する患者の利便性を目的とした薬局 本文 略 アからエまで 略 <u>オ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u> <u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u> <u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>カ 略</p>
<p>(23) 社会福祉施設等 本文 略 アからエまで 略 <u>オ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p>	<p>(23) 社会福祉施設等 本文 略 アからエまで 略 <u>オ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u> <u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u> <u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p>
<p>(24) 医療施設 本文 略 アからウまで 略 <u>エ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p>	<p>(24) 医療施設 本文 略 アからウまで 略 <u>エ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u> <u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u></p>

<p>(25) 学校 本文 略 ア 略</p> <p><u>イ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p>	<p><u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(25) 学校 本文 略 ア 略</p> <p><u>イ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p><u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u> <u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p>
<p>(26) 大学の学生寮 本文 略 アからカまで 略</p> <p><u>キ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。</u></p>	<p>(26) 大学の学生寮 本文 略 アからカまで 略</p> <p><u>キ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。</u></p> <p><u>(ア) 農用地区域並びに保安林</u> <u>(イ) 災害危険区域</u> <u>(ウ) 地すべり防止区域</u> <u>(エ) 土砂災害特別警戒区域</u> <u>(オ) 急傾斜地崩壊危険区域</u></p>
<p>(27) 病院の看護師寮 本文 略 アからウまで 略</p>	<p>(27) 病院の看護師寮 本文 略 アからウまで 略</p>

エ 申請地は、原則として農用地区域並びに保安林を含まないこと。

第67 開発許可を受けた土地における建築等の制限

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)
法第42条 略
2 略

1 及び 2 略

3 例外許可の申請

(1) 略

(2) 市街化調整区域における許可の運用にあたっては、次のいずれかに該当する場合に限るものとする。なお、地区計画区域内においては、当該地区計画に適合するものに限るものとする。

ア及びイ 略

ウ 法第34条第1号から第12号まで **及び第14号**に該当し、その用途が法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準を勘案して支障がないと認められ

エ 申請地は、原則として次の土地を含まないこと。

(ア) 農用地区域並びに保安林

(イ) 災害危険区域

(ウ) 地すべり防止区域

(エ) 土砂災害特別警戒区域

(オ) 急傾斜地崩壊危険区域

第67 開発許可を受けた土地における建築等の制限

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)
法第42条 略
2 略

1 及び 2 略

3 例外許可の申請

(1) 略

(2) 市街化調整区域における許可の運用にあたっては、次のいずれかに該当する場合に限るものとする。なお、地区計画区域内においては、当該地区計画に適合するものに限るものとする。

ア及びイ 略

ウ 法第34条第1号から第12号までに該当し、その用途が法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合

る場合 エ 略 (3) 略	エ 略 (3) 略
---------------------	--------------

附 則

この告示は、令和6年11月15日から施行する。